

○長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

(単位:円)

区分	事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けない場合)			
	認定に係る建築物の延べ床面積 A (㎡)	戸建住宅 申請手数料	共同住宅等		戸建住宅 申請手数料	共同住宅等
1棟当たりの金額			1戸当たりの申請手数料	1棟当たりの金額		1戸当たりの申請手数料
A ≤ 100	10,000	10,000	左欄の金額を申請戸数で割った金額	55,000	55,000	左欄の金額を申請戸数で割った金額
100 < A ≤ 200	12,000	12,000		71,000	71,000	
200 < A ≤ 500	17,000	17,000		119,000	119,000	
500 < A ≤ 1,000	26,000	26,000		185,000	185,000	
1,000 < A ≤ 3,000	36,000	36,000		359,000	359,000	
3,000 < A ≤ 5,000		64,000			636,000	
5,000 < A ≤ 10,000		107,000			1,088,000	
10,000 < A ≤ 20,000		174,000			2,006,000	
20,000 < A ≤ 30,000		213,000			2,862,000	
30,000 < A		227,000			3,505,000	

(注)

- 『登録住宅性能評価機関』とは、「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」に基づき国土交通大臣等の登録を受けた機関をいいます。
※事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受ける場合の審査手数料は、各登録住宅性能評価機関にお問い合わせください。
- 共同住宅等の申請の場合は、上記区分の金額を申請する住戸数で除して得た金額が1戸当たりの手数料となります。(端数が生じた場合は、500円未満は切り捨て、500円以上千円未満は切り上げとなります。ただし、千円未満の場合は、千円となります。)
(参考) 1棟が50戸、5,000㎡のマンションの場合で、申請がそのうちの30戸の場合
 $64,000円 \div 30戸 = 2,133 \div 2,000円$ (1戸当たりの手数料)
- 認定申請に併せて、建築確認申請(建築基準法第6条第1項)を申請する場合は、上記に定める額に、建築確認申請手数料の規定に定める区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額(ただし、構造計算適合性判定手数料については、判定手数料に消費税を加算した額)を手数料として納付いただきます。
- 申請手数料は、奈良県収入証紙により納めてください。奈良県収入証紙は、「奈良県収入証紙指定売りさばき所」にて販売しています。県庁内であれば、奈良県本庁地下1階売店で販売しています。
- 上記1～4については、計画変更認定申請についても同様に取り扱います。

※参考(奈良県手数料条例別表第1 346条の2～346条の7)